

別記様式第1号（第7条関係）

受付番号	平成26年第1号
受付日	平成26年2月10日
送付日	平成26年2月10日
答弁受理日	平成26年3月27日

文書質問書

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	松本 直高
所管部局	総務部

【件名】

各種団体の事務局を設置している場合におけるその団体の名称及び市の関与の程度について

【質問の要旨】

市の各部局等が、法的根拠が無く、特定の団体に便益を提供することは、法的に問題が有るものとする。

また、本市職員が職務時間内において、法的根拠が無く、かかる団体の事務局の事務に従事することは、地方公務員法に抵触する場合も有るものとする。

よって、件名の内容の確認を致したく、ここに質問するものである。

以上

別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回答日：平成26年4月10日

担当部局：総務部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく松本直高議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

答弁については、別紙のとおりです。

総務部関係団体（事務局機能を担っている団体）

※ ①担当課 ②団体名 ③市の関与内容 ④設置根拠

⑤事務従事根拠 ⑥勤務時間内の事務従事の有無を記入しています。

①	②	③④⑤⑥
行政経営室	かたの暮らしの夢を育てる会	事務連絡、書類作成、会議室貸出 交野市基本構想条例第4条、 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表中総務部行政 経営室の(7)、有
行政経営室	交野おりひめ大学	事務連絡、書類作成、会議室貸出 交野おりひめ大学規約(案)第1条、 交野おりひめ大学規約(案)第9条、有
行政経営室	市長戦略推進会議	事務連絡、書類作成、会議室貸出 市長戦略推進会議要綱第1条、 市長戦略推進会議要綱第7条、有
行政経営室	交野市基本構想審議会	事務連絡、書類作成、会議室貸出 交野市基本構想条例第5条、 交野市基本構想審議会条例第7条、有
行政経営室	交野市有功者選定委員会	事務連絡、書類作成、会議室貸出 交野市有功者表彰条例施行規則第8条、 交野市有功者表彰条例施行規則第13条、有
総務課	特別職報酬等審議会	事務連絡、書類作成、会議室貸出 交野市特別職報酬等審議会条例第1条、 交野市特別職報酬等審議会条例第6条、有
総務課	交野市職員厚生会	事務連絡、書類作成、会計管理、会議室貸出 交野市職員厚生会規約第2条、 交野市職員の厚生制度に関する条例第5条 地方公務員法第42条、有

総務課	非常勤職員公務災害補償等認定審査委員会 事務連絡、書類作成、	交野市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例
		第17条、
		交野市事務分掌条例施行規則第7条の表中総務部総務
		課の(27)、有
総務課	交野市行政対象暴力対策連絡協議会	事務連絡、書類作成
		交野市行政対象暴力対策連絡協議会設置要綱第1条、
		交野市行政対象暴力対策連絡協議会設置要綱第6条、
		有
情報課	交野市情報公開審査会	事務連絡、書類作成、会議室貸出
		交野市情報公開条例第15条、
		交野市事務分掌条例施行規則第7条の表中総務部情
		報課の(10)、有
情報課	交野市個人情報保護運営審議会	事務連絡、書類作成、会議室貸出
		交野市個人情報保護条例第22条、
		交野市事務分掌条例施行規則第7条の表中総務部情
		報課の(11)、有
情報課	交野市個人情報保護審査会	事務連絡、書類作成、会議室貸出
		交野市個人情報保護条例第21条、
		交野市事務分掌条例施行規則第7条の表中総務部情
		報課の(11)、有

別記様式第1号（第7条関係）

受付番号	平成 26 年 第 2 号
受付日	平成 26 年 2 月 10 日
送付日	平成 26 年 2 月 10 日
答弁受理日	平成 26 年 3 月 27 日

文書質問書

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	松本 直高
所管部局	地域社会部

【件名】

各種団体の事務局を設置している場合におけるその団体の名称及び市の関与の程度について

【質問の要旨】

市の各部局等が、法的根拠が無く、特定の団体に便益を提供することは、法的に問題が有るものとする。

また、本市職員が職務時間内において、法的根拠が無く、かかる団体の事務局の事務に従事することは、地方公務員法に抵触する場合も有るものとする。

よって、件名の内容の確認を致したく、ここに質問するものである。

以上

別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回答日：平成26年4月10日

担当部局：地域社会部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく松本直高議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

答弁については、別紙のとおりです。

地域社会部関係団体(事務局機能を担っている団体)

担当課	団体の名称	市の関与内容	設置根拠	事務従事根拠	勤務時間内の事務従事の有無
みんなの活力課	交野市星のまち観光協会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	観光振興施策の一環 ・交野市星のまち観光協会会則第2条及び37条	交野市事務分掌条例第2条第2項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表中地域社会部みんなの活力課の(13)	有
みんなの活力課	交野市山地対策協議会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	交野市内の山地保全施策の一環 ・交野市山地対策協議会要綱第10条	交野市自然環境の保全等に関する条例 第4条	有
みんなの活力課	交野市区長会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	市民活動振興の一環 ・交野市区長会会則第3条	交野市事務分掌条例第2条第2項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表中地域社会部 みんなの活力課の(13)	有
みんなの活力課	交野市産業振興計画推進会議	事務連絡、書類作成、会議室貸出	産業振興の一環 ・交野市産業振興基本計画推進会議設置要綱第8条	交野市事務分掌条例第2条第2項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表中地域社会部 みんなの活力課の(12)	有
みんなの活力課	交野市産業振興対策審議会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	産業振興の一環 ・交野市産業振興対策審議会規則第5条	交野市事務分掌条例第2条第2項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表中地域社会部 みんなの活力課の(12)	有
地域安心課	交野市交通安全対策協議会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	交通安全施策の一環 ・交野市交通安全対策協議会会則第17条	交野市事務分掌条例第2条第2項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表中地域社会部 地域安心課の(6)	有
地域安心課	交野市防犯協議会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	防犯施策の一環 ・交野市防犯協議会会則第21条	交野市事務分掌条例第2条第2項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表中地域社会部 地域安心課の(5)	有
地域安心課	交野市自主防災組織連絡協議会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	防災施策の一環 ・交野市自主防災組織連絡協議会設置要綱第7条	交野市事務分掌条例第2条第2項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表中地域社会部 地域安心課の(1)(2)	無
地域安心課	交野市防災会議	事務連絡、書類作成、会議室貸出	交野市防災会議条例	交野市事務分掌条例第2条第2項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表中地域社会部 地域安心課の(1)(2)(3)(4)	有
地域安心課	交野市国民保護協議会議	事務連絡、書類作成、会議室貸出	交野市国民保護協議会条例	交野市事務分掌条例第2条第2項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表中地域社会部 地域安心課の(1)(2)	有
地域安心課	交野市地域安全対策協議会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	地域安全施策の一環 ・交野市地域安全対策協議会設置要綱第9条	交野市事務分掌条例第2条第2項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表中地域社会部 地域安心課の(5)	有
人権と暮らしの相談課	交野市人権協会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	人権施策の一環 ・交野市人権協会規約第14条	交野市事務分掌条例第2条第2項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表中地域社会部 人権と暮らしの相談課の(1)(2)	有
人権と暮らしの相談課	交野市人権擁護委員会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	人権擁護委員法の職務の達成のため ・交野市人権擁護委員会規約第11条	交野市事務分掌条例第2条第2項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表中地域社会部 人権と暮らしの相談課の(1)	有
人権と暮らしの相談課	交野市女性と文化の集い	事務連絡、書類作成、会議室貸出	男女共同参画施策の一環 ・交野市女性と文化の集い会則第11条	交野市事務分掌条例第2条第2項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表中地域社会部 人権と暮らしの相談課の(4)	有
人権と暮らしの相談課	交野市「平和と人権を守る都市宣言」を進める実行委員会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	人権施策の一環 ・交野市「平和と人権を守る都市宣言」を進める実行委員会会則第9条	交野市事務分掌条例第2条第2項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表中地域社会部 人権と暮らしの相談課の(1)(3)	有
人権と暮らしの相談課	交野事業所人権推進連絡会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	人権施策の一環 ・交野事業所人権推進連絡会規約第14条	交野市事務分掌条例第2条第2項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表中地域社会部 人権と暮らしの相談課の(1)	有
人権と暮らしの相談課	交野市消費生活問題研究会	会議室貸出	交野市消費生活問題研究会規約	交野市事務分掌条例第2条第2項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表中地域社会部 人権と暮らしの相談課の(6)	無

別記様式第1号（第7条関係）

受付番号	平成26年第3号
受付日	平成26年2月10日
送付日	平成26年2月10日
答弁受理日	平成26年3月27日

文書質問書

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	松本 直高
所管部局	市民部

【件名】

各種団体の事務局を設置している場合におけるその団体の名称及び市の関与の程度について

【質問の要旨】

市の各部局等が、法的根拠が無く、特定の団体に便益を提供することは、法的に問題が有るものとする。

また、本市職員が職務時間内において、法的根拠が無く、かかる団体の事務局の事務に従事することは、地方公務員法に抵触する場合も有るものとする。

よって、件名の内容の確認を致したく、ここに質問するものである。

以上

文書質問答弁書

回答日 : 平成26年4月7日

担当部局 : 市民部

平成26年2月10日付、第3号で照会のありました、交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく松本議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

1. 団体名 交野市国民健康保険運営協議会

- ・ 関与の程度 …… 書類作成、会議開催日の日程調整
- ・ 設置の法的根拠 …… 国民健康保険法第11条
- ・ 事務従事の根拠 …… 交野市国民健康保険運営協議会規則第10条、第11条
- ・ 勤務時間中の事務従事の有無 …… 有

別記様式第1号（第7条関係）

受付番号	平成26年第4号
受付日	平成26年2月10日
送付日	平成26年2月10日
答弁受理日	平成26年3月27日

文書質問書

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	松本 直高
所管部局	健やか部

【件名】

各種団体の事務局を設置している場合におけるその団体の名称及び市の関与の程度について

【質問の要旨】

市の各部局等が、法的根拠が無く、特定の団体に便益を提供することは、法的に問題が有るものとする。

また、本市職員が職務時間内において、法的根拠が無く、かかる団体の事務局の事務に従事することは、地方公務員法に抵触する場合も有るものとする。

よって、件名の内容の確認を致したく、ここに質問するものである。

以上

別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回答日：平成26年4月10日

担当部局：健やか部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく松本直高議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

答弁については、別紙のとおりです。

健やか部関係団体(事務局機能を担っている)

担当課	団体の名称	市の関与内容	設置の法的根拠	事務従事の根拠	勤務時間中の事務従事の有無
健やか総務室	交野市健康づくり推進委員会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	交野市健康づくり推進委員会条例	交野市健康づくり推進委員会条例 第8条	有
	交野市子ども・子育て会議	事務連絡、書類作成、会議室貸出	交野市子ども・子育て会議条例	交野市子ども・子育て会議条例 第8条	有
	交野市健康福祉フェスティバル実行委員会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	交野市健康福祉フェスティバル実行委員会設置要綱	交野市健康福祉フェスティバル実行委員会設置要綱 第9条	有
子育て支援課	交野市母子寡婦福祉会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	母子及び寡婦福祉法 第3条	母子及び寡婦福祉法 第9条	有
	交野市次世代育成支援行動計画推進委員会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	次世代育成支援対策推進法 第21条	交野市次世代育成支援行動計画推進委員会設置要綱第7条	有
	交野市子ども健全育成連絡協議会(育成部会)	事務連絡、書類作成、会議室貸出	交野市子ども健全連絡協議会要綱	交野市子ども健全育成連絡協議会健全部会要綱 第5条	有
	交野市要保護児童対策協議会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	児童福祉法(第164号) 第25条の2	交野市要保護児童対策地域協議会設置要綱第12条	有
こども園課	交野市公私立幼稚園協議会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	交野市公私立幼稚園協議会会則	交野市公私立幼稚園協議会会則 第9条	有
健康増進課	交野市予防接種健康被害調査委員会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	交野市予防接種健康被害調査委員会条例	交野市予防接種健康被害調査委員会 第8条	有

別記様式第1号（第7条関係）

受付番号	平成26年第5号
受付日	平成26年2月10日
送付日	平成26年2月10日
答弁受理日	平成26年3月27日

文書質問書

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	松本 直高
所管部局	福祉部

【件名】

各種団体の事務局を設置している場合におけるその団体の名称及び市の関与の程度について

【質問の要旨】

市の各部局等が、法的根拠が無く、特定の団体に便益を提供することは、法的に問題が有るものとする。

また、本市職員が職務時間内において、法的根拠が無く、かかる団体の事務局の事務に従事することは、地方公務員法に抵触する場合も有るものとする。

よって、件名の内容の確認を致したく、ここに質問するものである。

以上

文書質問書答弁書

回答日：平成26年4月11日

担当部局：福祉部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく松本直高議員の文書追加質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

1. 団体名、設置の法的根拠（①）、事務従事の根拠（②）、及び勤務時間中の事務従事の有無（③）

（1）交野市身体障がい者福祉会（障がい福祉課）

- ① 交野市身体障がい者福祉会会則
- ② 交野市事務分掌条例施行規則第7条、「身体障害者福祉司の職務内容について」（厚生省社会局長通知）
- ③ 有り

（2）交野市星友クラブ連合会（高齢介護課）

- ① 老人福祉法第10条の3、交野市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画P49
- ② ①に同じ
- ③ 有り

（3）交野市民生委員児童委員協議会（福祉総務室）

- ① 民生委員法第20条
- ② 交野市民生委員児童委員協議会規約第12条
- ③ 有り

（4）枚方・交野地区保護司会（福祉総務室）

- ① 保護司法第13条
- ② 保護司法第13条及び枚方・交野地区保護司会会則第2条
- ③ 有り

（5）交野市献血推進協議会（福祉総務室）

- ① 交野市献血推進協議会規定第1条
- ② 交野市献血推進協議会規定第8条
- ③ 有り

（6）交野市更生保護女性会（福祉総務室）

- ① 枚方・交野地区更生保護女性会規約第2条
- ② 枚方・交野地区更生保護女性会規約第2条
- ③ 有り

(7) 交野市遺族会 (福祉総務室)

- ① 交野市遺族会会則第1条
- ② 交野市遺族会会則第2条
- ③ 有り

(8) 日本赤十字社大阪支部交野市地区奉仕団 (福祉総務室)

- ① 赤十字奉仕団規則第4条
- ② 赤十字奉仕団規則第6条
- ③ 有り

(9) 交野市老人ホーム入所判定審議会 (高齢介護課)

- ① 交野市老人ホーム入所判定審議会条例第1条
- ② 交野市老人ホーム入所判定審議会条例第8条
- ③ 有り

(10) 交野市介護認定審査会 (高齢介護課)

- ① 介護保険法第14条
- ② 交野市介護保険条例施行規則第4条
- ③ 有り

(11) 交野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会 (高齢介護課)

- ① 交野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会条例第1条
- ② 交野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会条例第8条
- ③ 有り

(12) 交野市地域包括支援センター運営審議会 (高齢介護課)

- ① 交野市地域包括支援センター運営審議会条例第1条
- ② 交野市地域包括支援センター運営審議会条例第8条
- ③ 有り

(13) 交野市地域密着型サービス運営審議会 (福祉総務室)

- ① 交野市地域密着型サービス運営審議会条例第1条
- ② 交野市地域密着型サービス運営審議会条例第8条
- ③ 有り

(14) 交野市地域福祉計画推進審議会 (福祉総務室)

- ① 交野市地域福祉計画推進審議会条例第1条
- ② 交野市地域福祉計画推進審議会条例第8条
- ③ 有り

(15) 交野市社会福祉法人設立認可等審議会 (福祉総務室)

- ① 交野市社会福祉法人設立認可等審議会条例第1条
- ② 交野市社会福祉法人設立認可等審議会条例第8条
- ③ 有り

(16) 交野市民生委員児童委員推薦会 (福祉総務室)

- ① 民生委員法第5条

- ② 民生委員法第5条
- ③ 有り
- (17) ごきげんさん運動推進協議会（福祉総務室）
 - ① ごきげんさん運動推進協議会設置要綱第1条
 - ② ごきげんさん運動推進協議会設置要綱第8条
 - ③ 有り
- (18) 交野市行政対象暴力対策連絡協議会福祉部会（福祉総務室）
 - ① 交野市行政対象暴力対策連絡協議会設置要綱第3条第9項及び交野市行政対象暴力対策連絡協議会福祉部会設置要綱第1条
 - ② 交野市行政対象暴力対策連絡協議会福祉部会設置要綱、第7条
 - ③ 有り
- (19) 交野市地域生活支援事業等運営事業者選定審議会（障がい福祉課）
 - ① 交野市地域生活支援事業等運営事業者選定審議会条例第1条
 - ② 交野市地域生活支援事業等運営事業者選定審議会条例第8条
 - ③ 有り
- (20) 交野市障がい者（児）生活支援推進審議会（障がい福祉課）
 - ① 交野市障がい者（児）生活支援推進審議会条例第1条
 - ② 交野市障がい者（児）生活支援推進審議会条例第8条
 - ③ 有り
- (21) 交野市障害支援区分等認定審査会（障がい福祉課）
 - ① 交野市障害支援区分等認定審査会設置条例第1条
 - ② 交野市障害支援区分等認定審査会設置条例第8条
 - ③ 有り
- (22) 交野市自殺対策庁内連絡調整会議（障がい福祉課）
 - ① 交野市自殺対策庁内連絡調整会議設置要綱第1条
 - ② 交野市自殺対策庁内連絡調整会議設置要綱第10条
 - ③ 有り

2. 関与の程度

- ・書類作成
- ・会議室貸出
- ・会議開催日程調整等

別記様式第1号（第7条関係）

受付番号	平成26年第6号
受付日	平成26年2月10日
送付日	平成26年2月10日
答弁受理日	平成26年3月27日

文書質問書

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	松本 直高
所管部局	環境部

【件名】

各種団体の事務局を設置している場合におけるその団体の名称及び市の関与の程度について

【質問の要旨】

市の各部局等が、法的根拠が無く、特定の団体に便益を提供することは、法的に問題が有るものとする。

また、本市職員が職務時間内において、法的根拠が無く、かかる団体の事務局の事務に従事することは、地方公務員法に抵触する場合も有るものとする。

よって、件名の内容の確認を致したく、ここに質問するものである。

以上

別記様式第2号(第7条関係)

文書質問書答弁書

回 答 日:平成26年4月11日

担当部局:環境部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく松本議員の文書質問について、別紙のとおり答弁いたします。

環境部関係団体(事務局機能を担っている団体)

平成26年4月

担当課	団体の名称	市の関与内容	設置の法的根拠 ()内は団体内での位置づけ	事務従事 の根拠	勤務時間中の 事務従事
環境総務室	交野市環境審議会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	交野市環境審議会設置条例第9条	条例 第9条	有
みどり環境課	かたの環境フェスタ市民会議	事務連絡、書類作成、会議室貸出	事業共催に伴う役割分担 (かたの環境フェスタ市民会議会則第8 条)	事業共催に 伴う役割分担	有
みどり環境課	交野市環境基本計画推進会議	事務連絡、書類作成、会議室貸出	計画推進に伴う役割分担 (交野市環境基本計画推進会議会則 第22条)	計画推進に 伴う役割分担	有
みどり環境課	新関西製鐵株式会社環境保全委員会	事務連絡、書類作成	新関西製鐵株式会社星田工場環境保 全委員会設置要綱第11条	要綱 第11条	有
みどり環境課	交野市立ふるさといきものふれあいセンター運営委員会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	交野市立ふるさといきものふれあいセ ンター運営委員会設置要綱第7条	要綱 第7条	有
生活環境課	交野市ごみ減量化・リサイクル推進市民会議	事務連絡、書類作成、会議室貸出	交野市ごみ減量化・リサイクル推進市 民会議設置要綱第10条	要綱 第10条	有
生活環境課	交野市牛乳パックリサイクル連絡会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	交野市牛乳パックリサイクル連絡会設 置要綱第6条	要綱 第6条	有
生活環境課	交野市有害鳥獣被害防止対策協議会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	交野市有害鳥獣被害防止対策協議会 規約第21条	規約 第21条	有

事務従事については、表に掲げた条項等に基づき事務分掌とも照らし合わせ、職務命令として実施

別記様式第1号（第7条関係）

受付番号	平成26年第7号
受付日	平成26年2月10日
送付日	平成26年2月10日
答弁受理日	平成26年3月27日

文書質問書

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	松本 直高
所管部局	都市整備部

【件名】

各種団体の事務局を設置している場合におけるその団体の名称及び市の関与の程度について

【質問の要旨】

市の各部局等が、法的根拠が無く、特定の団体に便益を提供することは、法的に問題が有るものとする。

また、本市職員が職務時間内において、法的根拠が無く、かかる団体の事務局の事務に従事することは、地方公務員法に抵触する場合も有るものとする。

よって、件名の内容の確認を致したく、ここに質問するものである。

以上

別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回答日：平成26年4月10日

担当部局：都市整備部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく松本直高議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

答弁については、別紙のとおりです。

担当課	団体の名称	市の関与内容	設置根拠	事務従事根拠		事務従事の有無
都市計画課	交野市都市計画審議会	事務連絡、会議開催日程調整 書類作成、会議室貸出	都市計画法第77条の2 交野市都市計画審議会条例	交野市都市計画審議会条例第7条		有
都市計画課	交野市景観まちづくり審議会	事務連絡、会議開催日程調整 書類作成、会議室貸出	交野市景観まちづくり条例第29条第1項	交野市景観まちづくり条例施行規則第22条第5項		有
都市計画課	交野市社会環境・教育環境保全審議会	事務連絡、会議開催日程調整 書類作成、会議室貸出	地方自治法第138条の4第3項 交野市社会環境・教育環境保全審議会条例	交野市社会環境・教育環境保全審議会条例第7条		有
都市計画課	交野市星田北地区まちづくり協議会	事務連絡、会議開催日程調整 書類作成、会議室貸出	交野市星田北地区まちづくり協議会規約	交野市事務分掌条例 第2条第7項 交野市事務分掌条例 施行規則第7条の表 中の都市整備部 都 市計画課の(15)	交野市星田北地区まちづくり協議会規約第9条	有
都市計画課	星田北・高田地区土地区画整理事業検討会	事務連絡、会議開催日程調整 書類作成、会議室貸出	星田・高田地区土地区画整理事業検討会規約		星田・高田地区土地区画整理事業検討会規約第11条	
都市計画課	星田駅地区の将来を考える会	事務連絡、会議開催日程調整 書類作成、会議室貸出	星田駅北地区の将来を考える会規約		星田駅北地区の将来を考える会規約第11条	
開発調整課	交野市開発審査会	事務連絡、書類作成	開発審査会事務規定	交野市事務分掌条例第2条第7項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表 中の都市整備部 開発調整課の(5) 開発審査会事務規定第2条		有
開発調整課	交野市開発問題等審議会	事務連絡、会議開催日程調整 書類作成、会議室貸出	地方自治法第138条の4第3項 交野市開発問題等審議会条例	交野市開発問題等審議会条例第10条		有

土木建設課	交野市農業生産連合会	事務連絡、会議開催日程調整 書類作成、会議室貸出	交野市農業生産連合会規約	交野市事務分掌条例第2条第7項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表 中の都市整備部 土木建設課の(43) 交野市農業生産連合会規約第15条	有
土木建設課	神宮寺地区果樹農業活性化推進協 議会	事務連絡、書類作成	神宮寺地区果樹農業活性化推 進協議会規約	交野市事務分掌条例第2条第7項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表 中の都市整備部 土木建設課の(36) 神宮寺地区果樹農業活性化推進協議会 規約第9条	有
土木建設課	交野市市民農園運営協議会	事務連絡、会議開催日程調整 書類作成、会議室貸出	交野市市民農園運営協議会規 約	交野市事務分掌条例第2条第7項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表 中の都市整備部 土木建設課の(38) 交野市市民農園運営協議会規約第11条	有
土木建設課	交野市農業再生協議会	事務連絡、会議開催日程調整 書類作成、会議室貸出	交野市農業再生協議会規約	交野市事務分掌条例第2条第7項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表 中の都市整備部 土木建設課の(36) (44) 交野市農業再生協議会第18条第1項	有
土木建設課	交野市エコ農産物推進協議会	事務連絡、会議開催日程調整 書類作成、会議室貸出	大阪エコ農産物認証事業実施 要綱第5条第2項	交野市事務分掌条例第2条第7項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表 中の都市整備部 土木建設課の(36) 交野市エコ農産物推進協議会規約	有
土木建設課	交野市農業まつり実行委員会	事務連絡、書類作成	交野市農業まつり開催要項	交野市事務分掌条例第2条第7項 交野市事務分掌条例施行規則第7条の表 中の都市整備部 土木建設課の(36) 交野市農業まつり開催要項の第9項	有

福祉部 環境部 都市整備部 学校教育部	第二京阪道路健康影響調査委員会	書類作成、会議室貸出	交野市第二京阪道路健康影響調査委員会設置要綱	交野市第二京阪道路健康影響調査委員会設置要綱第7条第2項	有
------------------------------	-----------------	------------	------------------------	------------------------------	---

別記様式第1号（第7条関係）

受付番号	平成26年第8号
受付日	平成26年2月10日
送付日	平成26年2月10日
答弁受理日	平成26年3月27日

文書質問書

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	松本 直高
所管部局	教育総務室

【件名】

各種団体の事務局を設置している場合におけるその団体の名称及び市の関与の程度について

【質問の要旨】

市の各部局等が、法的根拠が無く、特定の団体に便益を提供することは、法的に問題が有るものとする。

また、本市職員が職務時間内において、法的根拠が無く、かかる団体の事務局の事務に従事することは、地方公務員法に抵触する場合も有るものとする。

よって、件名の内容の確認を致したく、ここに質問するものである。

以上

別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回答日：平成26年4月10日

担当部局：教育総務室

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく松本直高議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

該当ありません。

別記様式第1号（第7条関係）

受付番号	平成 26 年 第 9 号
受付日	平成 26 年 2 月 10 日
送付日	平成 26 年 2 月 10 日
答弁受理日	平成 26 年 3 月 27 日

文書質問書

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	松本 直高
所管部局	学校教育部

【件名】

各種団体の事務局を設置している場合におけるその団体の名称及び市の関与の程度について

【質問の要旨】

市の各部局等が、法的根拠が無く、特定の団体に便益を提供することは、法的に問題が有るものとする。

また、本市職員が職務時間内において、法的根拠が無く、かかる団体の事務局の事務に従事することは、地方公務員法に抵触する場合も有るものとする。

よって、件名の内容の確認を致したく、ここに質問するものである。

以上

別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回答日：平成26年4月10日

担当部局：学校教育部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく松本直高議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

答弁については、別紙のとおりです。

学校教育関係団体(事務局を担っている団体)

担当課	団体の名称	市の関与内容	設置の法的根拠	事務従事の根拠	勤務時間中の事務従事 有無
学校管理課	交野市学校保健会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	交野市学校保健会規約	左同第1条	有
学校管理課	交野市立小・中学校心臓健診協議会	事務連絡、書類作成	交野市立小・中学校心臓検診協議会規約	左同第1条	有
学校管理課	交野市立小・中学校結核対策委員会	事務連絡、書類作成	結核対策委員会設置要綱	左同第6条	有(ただし現在は委員会は開催していません)
学校管理課	交野市学校教育審議会	事務連絡、書類作成	交野市学校教育審議会条例	左同第8条	有
学校給食課	交野市学校給食運営委員会	事務連絡、書類作成、会議室貸出	交野市教育委員会事務局組織規則	左同第4条第2項 第3号	有
			交野市学校給食運営委員会設置要綱	左同第5条	

別記様式第1号（第7条関係）

受付番号	平成26年第10号
受付日	平成26年2月10日
送付日	平成26年2月10日
答弁受理日	平成26年3月27日

文書質問書

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	松本 直高
所管部局	生涯学習推進部

【件名】

各種団体の事務局を設置している場合におけるその団体の名称及び市の関与の程度について

【質問の要旨】

市の各部局等が、法的根拠が無く、特定の団体に便益を提供することは、法的に問題が有るものとする。

また、本市職員が職務時間内において、法的根拠が無く、かかる団体の事務局の事務に従事することは、地方公務員法に抵触する場合も有るものとする。

よって、件名の内容の確認を致したく、ここに質問するものである。

以上

別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回答日：平成26年4月10日

担当部局：生涯学習推進部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく松本直高議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

答弁については、別紙のとおりです。

生涯学習推進部関係団体(事務局機能を担っている団体)

担当課	団体の名称	市の関与内容	設置の法的根拠	事務従事の根拠	勤務時間中の事務従事の有無
社会教育課	交野市体育協会	連絡事務、書類作成、会議室貸出	スポーツ基本法第7条 社会教育法第5条第1号	スポーツ基本法第7条 社会教育法第5条第1号 交野市教育委員会事務局組織規則第4条第3項第1号キ	有
社会教育課	交野市文化連盟	連絡事務、書類作成、会議室貸出	社会教育法第5条第1号	社会教育法第5条第1号 交野市教育委員会事務局組織規則第4条第3項第1号キ	有
社会教育課	交野市女性団体連絡協議会	連絡事務、書類作成、会議室貸出	社会教育法第5条第1号	社会教育法第5条第1号 交野市教育委員会事務局組織規則第4条第3項第2号フ	有
社会教育課	交野市PTA協議会	連絡事務、書類作成、会議室貸出	社会教育法第5条第1号	社会教育法第5条第1号 交野市教育委員会事務局組織規則第4条第3項第1号フ	有
社会教育課	交野市スポーツ少年団	連絡事務、書類作成、会議室貸出	社会教育法第5条第1号	社会教育法第5条第1号 交野市教育委員会事務局組織規則第4条第3項第1号キ	有
社会教育課	交野市スポーツ推進委員会	連絡事務、書類作成、会議室貸出	スポーツ基本法第32条 社会教育法第5条第1号	スポーツ基本法第32条 社会教育法第5条第1号 交野市教育委員会事務局組織規則第4条第3項第1号ツ	有
青少年育成課	交野市青少年指導員会	連絡事務、書類作成、会議室貸出	社会教育法第5条第1号	社会教育法第5条第1号 交野市教育委員会事務局組織規則第4条第3項第2号ケ	有
青少年育成課	交野市子ども会育成連絡協議会	連絡事務、書類作成、会議室貸出	社会教育法第5条1号	社会教育法第5条1号 交野市教育委員会事務局組織規則第4条第3項第2号キ	有
青少年育成課	青少年健全育成連絡交野市民会議	事務連絡、書類作成	社会教育法第5条第1号	社会教育法第5条第1号 交野市教育委員会事務局組織規則第4条第3項第2号タ	有
青少年育成課	交野市少年少女発明クラブ	連絡事務、書類作成	社会教育法第5条第1号・第6号	社会教育法第5条第1号・第6号 交野市教育委員会事務局組織規則第4条第3項第2号キ	有

別記様式第1号（第7条関係）

受付番号	平成26年第11号
受付日	平成26年2月10日
送付日	平成26年2月10日
答弁受理日	平成26年3月27日

文書質問書

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	松本 直高
所管部局	消防本部

【件名】

各種団体の事務局を設置している場合におけるその団体の名称及び市の関与の程度について

【質問の要旨】

市の各部局等が、法的根拠が無く、特定の団体に便益を提供することは、法的に問題が有るものとする。

また、本市職員が職務時間内において、法的根拠が無く、かかる団体の事務局の事務に従事することは、地方公務員法に抵触する場合も有るものとする。

よって、件名の内容の確認を致したく、ここに質問するものである。

以上

文書質問書答弁書

回 答 日：平成26年 4月11日

担 当 部 局：消 防 本 部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく 松本 直高 議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

【回答】

○交野市消防団について

- ・事務局を設置しており、消防団長室も設置し、執務スペースも確保している。
（根拠：消防組織法第18条第1項に基づき、交野市消防団の設置等に関する条例による。）
- ・事務従事あり。
（根拠：交野市消防本部の組織等に関する規則第8条第1項第15～21号による。）

○交野市火災予防協会について

- ・事務局を設置している。
（交野市火災予防協会会則第2条による。）
- ・事務従事あり。
（根拠：交野市消防本部の組織等に関する規則第8条第2項第8号による。）

○交野市自衛消防連合会について

- ・事務局を設置している。
（交野市自衛消防隊連合会会則第4条による）
- ・事務従事あり。
（根拠：交野市消防本部の組織等に関する規則第8条第2項第5号による。）

別記様式第1号（第7条関係）

受付番号	平成26年第12号
受付日	平成26年2月10日
送付日	平成26年2月10日
答弁受理日	平成26年3月27日

文書質問書

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	松本 直高
所管部局	水道局

【件名】

各種団体の事務局を設置している場合におけるその団体の名称及び市の関与の程度について

【質問の要旨】

市の各部局等が、法的根拠が無く、特定の団体に便益を提供することは、法的に問題が有るものとする。

また、本市職員が職務時間内において、法的根拠が無く、かかる団体の事務局の事務に従事することは、地方公務員法に抵触する場合も有るものとする。

よって、件名の内容の確認を致したく、ここに質問するものである。

以上

別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回答日：平成26年4月10日

担当部局：水道局

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく松本直高議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

該当ありません。

別記様式第1号（第7条関係）

受付番号	平成26年第13号
受付日	平成26年2月10日
送付日	平成26年2月10日
答弁受理日	平成26年3月27日

文書質問書

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	松本 直高
所管部局	議会事務局

【件名】

各種団体の事務局を設置している場合におけるその団体の名称及び市の関与の程度について

【質問の要旨】

市の各部局等が、法的根拠が無く、特定の団体に便益を提供することは、法的に問題が有るものとする。

また、本市職員が職務時間内において、法的根拠が無く、かかる団体の事務局の事務に従事することは、地方公務員法に抵触する場合も有るものとする。

よって、件名の内容の確認を致したく、ここに質問するものである。

以上

文書質問書答弁書

回 答 日：平成26年4月11日

担当部局：議 会 事 務 局

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく松本 直高議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

団体名 交野市議会議員厚生会

関与の程度

- ・書類作成
- ・会計管理
- ・会議開催日程調整
- ・行事参加への随行等

設置の法的根拠 交野市議会議員厚生会規約第2条
事務従事の根拠 交野市議会事務局規程第3条第16号
勤務時間中の事務従事の有無 有

団体名 交野市議会議員親睦会

関与の程度

- ・書類作成
- ・会計管理
- ・会議開催日程調整
- ・行事参加への随行等

設置の法的根拠 交野市議会議員親睦会規約第1条
事務従事の根拠 交野市議会事務局規程第3条第17号
勤務時間中の事務従事の有無 有

別記様式第1号（第7条関係）

受付番号	平成26年第14号
受付日	平成26年2月10日
送付日	平成26年2月10日
答弁受理日	平成26年3月27日

文書質問書

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	松本 直高
所管部局	農業委員会事務局

【件名】

各種団体の事務局を設置している場合におけるその団体の名称及び市の関与の程度について

【質問の要旨】

市の各部局等が、法的根拠が無く、特定の団体に便益を提供することは、法的に問題が有るものとする。

また、本市職員が職務時間内において、法的根拠が無く、かかる団体の事務局の事務に従事することは、地方公務員法に抵触する場合も有るものとする。

よって、件名の内容の確認を致したく、ここに質問するものである。

以上

別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回答日：平成26年4月10日

担当部局：農業委員会事務局

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく松本直高議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

該当ありません。

別記様式第1号（第7条関係）

受付番号	平成26年第15号
受付日	平成26年2月10日
送付日	平成26年2月10日
答弁受理日	平成26年3月27日

文書質問書

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	松本 直高
所管部局	行政委員会事務局

【件名】

各種団体の事務局を設置している場合におけるその団体の名称及び市の関与の程度について

【質問の要旨】

市の各部局等が、法的根拠が無く、特定の団体に便益を提供することは、法的に問題が有るものとする。

また、本市職員が職務時間内において、法的根拠が無く、かかる団体の事務局の事務に従事することは、地方公務員法に抵触する場合も有るものとする。

よって、件名の内容の確認を致したく、ここに質問するものである。

以上

文書質問書答弁書

回答日：平成26年4月10日

担当部局：行政委員会事務局

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく松本直高議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

1、団体名 交野市明るい選挙推進協議会

- ・ 設置の法的根拠

交野市明るい選挙推進協議会規約第2条

- ・ 事務従事の根拠

交野市明るい選挙推進協議会規約第13条第2項

- ・ 勤務時間中の事務従事の有無

有

2、関与の程度

- ・ 事務連絡
- ・ 書類作成